

議案第二号



三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例について

三朝町職員給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する

昭和四十年二月二十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和四十年二月二十日原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝所職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例

(三朝所職員給与に関する条例の一部改正)

第一条 三朝所職員給与に関する条例(昭和三十三年三朝所条例

第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「六万三千円」とあるを「八万一千円」に改める。

第十一條を次のように改める。

第十一條 通勤手当は左に掲げる職員に支給する。

一、通勤のための交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担するこ

とを常例とする職員(交通機関を利用し、かつ、通勤するこ

とが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関を利

用し、かつ、徒歩により通勤するものとし、この場合の通勤距離が

法定二キロメートル未満であるものを除く。

二、通勤のために自転車等の他の交通の用具で規則で定めるもの

(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(前

号の規定に該当する職員及び自転車等を使用し、歩行で徒歩に
より通勤するものとし、この場合の通勤距離が二キロメートル未満
である職員を除く。

2. 前項第一号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は規則に
定めるところにより算出したその者の一月の通勤に要する運賃
の額に相当する額とする。但しその額が九百円を超えるときは
九百円とし、通勤のため交通機関を利用する外あわせて自転車
等を使用することを常例とする職員についてはその額が四百円に満
たないときは四百円（その使用する自転車等が原動機付のものであ
る場合にあっては四百五十円）とする。

3. 第一項第二号に掲げる職員に支給する通勤手当の月額額は四
百円（その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあって
は四百五十円）とする。

4. 前三項の規定するもの外、通勤の事情の発変に伴う支給額の改
訂その他通勤手当の支給に關し必要な事項は規則で定める。

第十六条第二項ただし書を削り後段として次のように加ふる。

年末年始等が所規則で定める日において勤務した職員についても同様とする。

第十九条第一項中「宿直勤務又は日直勤務」を「宿日直勤務」に「三百六十円」を「四百二十円」「四百二十円」を「五百四十円」に改め同項に次の改正し書を加ふる。

ただし常直的及び宿日直にあるはその額は月額三千円をこえない範
囲内において所規則で定める額とする。

第二十条第二項各号列記以外の部分中「百分の百」を「百分の百十」に
「百分の二百」を「百分の二百十」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の三十」とあるを「百分の四十」に改める。
別表第三及び別表第四を次のように改める。

別表第三 行政職給料表

職務の等級 号 給	1等級 給料月額	2等級 給料月額	3等級 給料月額	4等級 給料月額
1	26.800	21.200	18.100	13.600
2	28.800	22.800	19.100	14.100
3	30.800	24.500	20.100	14.600
4	32.800	26.300	21.200	15.100
5	34.800	28.100	22.700	15.600
6	36.800	29.900	24.200	16.300
7	38.700	31.700	25.700	17.200
8	40.600	33.500	27.300	18.100
9	42.300	35.200	28.900	19.000
10	43.900	36.800	30.500	19.900
11	45.300	38.400	31.700	20.800
12	46.700	39.700	32.900	21.800
13	47.900	41.000	34.100	22.900
14	48.900	42.000	34.900	23.900
15	49.900	43.000	35.700	24.500
16	50.900	44.000		25.100
17	51.900	45.000		25.700
18	52.900	46.000		

別表第四 医療職給料表

職務の等級	1等級	職務の等級	1等級
号 級	給料月額	号 給	給料月額
1	36.900	14	68.300
2	39.600	15	69.800
3	42.300	16	71.200
4	45.100	17	72.600
5	47.900	18	73.900
6	50.400	19	75.200
7	52.700	20	76.500
8	55.000	21	77.800
9	57.300		
10	59.600		
11	61.900		
12	64.200		
13	66.500		

(三朝町職員ノ給与ニ関スル条例ノ一部ヲ改正スル条例ノ一部改正)

第二系 三朝町職員ノ給与ニ関スル条例ノ一部ヲ改正スル条例(昭和三十

八年三朝町条例第五号)ノ一部ヲ次ノように改正スル。

附則第十一号から附則第十四号までを次ノように改める

附則第十一号から附則第十四号まで 削除

(三朝町職員ノ給与ニ関スル条例ノ一部改正)

第三系 三朝町職員ノ給与ニ関スル条例ノ一部ヲ次ノように改正スル。

別表第三及び別表第四を次ノように改める。

別表第三 行政職給料表

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	27.570	21.780	18.580	13.930
2	29.610	23.430	19.610	14.440
3	31.660	25.170	20.650	14.960
4	33.760	27.070	21.780	15.480
5	35.800	28.910	23.330	16.000
6	37.860	30.160	24.870	16.720
7	39.870	32.660	26.470	17.650
8	41.820	34.500	28.110	18.580
9	43.570	36.260	29.760	19.510
10	45.210	37.940	31.450	20.450
11	46.650	39.580	32.680	21.380
12	48.090	40.910	33.910	22.420
13	49.330	42.240	35.170	23.550
14	50.360	43.270	36.000	24.610
15	51.380	44.290	36.820	25.230
16	52.410	45.310		25.860
17	53.440	46.330		26.480
18	54.470	47.350		

別表第四 医療職給料表

職務の等級 号 給	/等級 給料月額	職務の等級 号 給	/等級 給料月額
1	37.800	19	77.350
2	40.630	20	78.680
3	43.390	21	78.720
4	46.260		
5	49.210		
6	51.780		
7	54.160		
8	56.540		
9	58.910		
10	61.290		
11	63.650		
12	66.010		
13	68.360		
14	70.210		
15	71.760		
16	73.210		
17	74.660		
18	76.010		

附 則

(施行期日等)

1. この条例は公布の日から施行する。ただし通勤手当、暫定手当の適用条項の規定は昭和四十年四月一日から施行する。
2. 第一系の規定による改正後の三朝所職員の給与に關する条例の規定(時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当を除く)は昭和三十九年九月一日から適用する。
3. 昭和三十七年九月三十日において附則別表に掲げられている号給を受けていた職員及び同表に号給の場合に於ける職務の等級の最高の号給と、こゝる給料月額を受けていた職員とを以て、その所長の定めるものと並ぶに所長の定める、これらに準ずる職員に対する切替日(昭和三十九年十月一日)において昇給規定(三朝所職員の給与に關する条例第四系第六項又は第八項に於ける規定をいう。以下同じ)により昇給した職員に於ては、この条例の施行の日(以下同じ)以降における最初の昇給規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動

とし、職員等で町長の定めるものを除き、昇給規定に定める期間から三ヶ月を減じた期間をもって昇給規定に定める期間とする。

(切替日からこの条例の施行の日の前日までこの間の異動者の号給等)

4、切替日からこの条例の施行の日の前日までこの間において第一系の規定による改正前の三朝町職員の給与に關する条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のある職員のうち町長の定める職員の同条の規定による改正後の職員の給与に關する条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びそれらを受けることとなる期間は町長の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

5、昭和三十三年四月一日から切替日の前日までこの間における職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員のうち切替日における号給又は給料月額及びそれらを受けることとなる期間

に於ては、その者が切替日において職務の等級を異にする異動を以てし、
たものとし、且場合との権衡上必要と認められる限度において市長の
定めるところにより必要な調整を行ふことができる。

(旧号給等の基礎)

6 附則第三項から前項までの規定の適用に於ては、第一条の規定
による改正前の三朝所職員の給与に關する条例の適用により職員の
属しての長職務の等級及びその者が受けての長号給又は給料月額
は同条例及びこれに基づく市長の定めに従つて定められらるべきで
ない。

(給与の内払)

7 第一条の規定による改正前の三朝所職員の給与に關する条例の
規定に基ついて切替日からのこの条例の施行の日の前日までの間に職
員に支払われぬ給与は同条例の規定による改正後の三朝所職員の
給与に關する条例の規定による給与の内払とみなす。

(所規則への委任)

附則別表

早給期間の短縮される号給の表

職務の等級 給料表	1等級	2等級	3等級
行政職給料表	8~19	13~19	16~18

(備考)

この表中「8~19」等とあるのは三朝所職員
 給与に関する条例の一部を改正する条例（
 昭和38年三朝所条例第1号）による改正前
 の職員給与に関する条例の規定

8. この規則に定めるものは、この規則の施行に關し、必要な事項は規則で定める。